

くらし・いきいき・ICT ～元気・安心、豊かな九州～

平成28年度九州総合通信局重点施策

I ICTによる経済活性化・地方創生

地域社会が抱える諸課題(人口減少、少子高齢化、医師不足、災害対応、地域経済の衰退等)の解決に資するICT(情報通信技術)の利活用を普及促進するとともに、ICT利活用人材育成の支援、研究開発の推進など、関係団体と連携した取り組みにより、地域の経済活性化・情報発信拡大を図ります。

1 ICTによる地域の活性化

地域社会が抱える諸課題を解決するとともに、誰もがICTの恩恵を十分に享受できるよう、無料公衆無線LANの整備促進、ICT利活用事例の普及展開、人的支援等ICTの幅広い分野における一層の利活用を推進し、地域の活性化を図ります。

2 ICT利活用のための人材の育成と起業家支援

自治体や起業を目指す人を対象としたクラウドコンピューティング、オープンデータ・ビッグデータの利活用を推進し、ICTを利活用できる人材の育成及び起業家を支援します。

3 競争的資金による新たなイノベーションの創出

新規性に富む研究開発課題を大学・企業・地方自治体の研究機関等から広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究開発を委託する競争的資金を通じて、ICTの利活用による地域社会の活性化、中小企業の斬新な技術の発掘、若手ICT人材の育成等に貢献します。

4 放送コンテンツの流通促進

放送事業者が、他分野・他産業や地方公共団体等と協力・連携して、「クールジャパン戦略」「地方創生」等に資する放送コンテンツを企画・制作、国際展開する取り組みを支援します。

Ⅱ ICTによる防災、減災対策の推進

これまでの大きな自然災害等の教訓から、災害時の住民への避難指示・避難勧告や気象情報等の防災・減災関係情報を、迅速かつ確実に伝達する情報通信手段の多重化・多様化が求められています。今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、災害時において国民へ迅速かつ適切に情報提供するための放送ネットワークの強靱化や、多様な情報通信技術を活用した防災・減災対策を推進します。

1 災害情報伝達手段の多様化・高度化の促進

災害情報を迅速・正確・確実に住民へ伝達するために、情報伝達手段の多様化・多重化を促進します。また、多様なメディアを通じて緊急性の高い情報を迅速・確実に伝えるLアラートの導入・利活用を促進します。

さらに、放送による防災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ケーブルテレビも含めた放送ネットワークの強靱化やラジオの難聴解消を推進します。

2 災害時における重要通信の確保と支援体制の強化

九州地方非常通信協議会を活用した災害時の円滑な非常通信体制を確保するとともに、被災地区での応急復旧活動に必要な不可欠な通信確保に向け、災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話・MCA・簡易無線)、臨時災害放送局用機器及び災害対策用移動電源車の貸与等の周知及び防災訓練等での活用を推進し、各種支援を迅速に行います。

また、情報を共有等することが不可欠である自治体と電気通信事業者との連絡体制を確立し、両者の連携の強化を促進します。

Ⅲ ICTによるくらしやすい地域の実現

近年の放送のデジタル化に伴い、スマートテレビや4K・8Kなどのテレビの高機能化やマルチメディア放送などの新たな放送サービスが始まっています。このような多様な放送サービスを通じて、視聴者の利便性の向上、地域で楽しめる放送の実現を目指します。

また、生活の必需品となっているスマートフォン等の携帯電話の利便性の向上を図るため、周波数再編を円滑に進めるとともに、各種関連施策を周知するなど、九州における電波の利活用を推進します。あわせて、海上における船舶の安心・安全の確保のため、AIS(船舶自動識別装置)及び船舶共通通信システム等の普及促進を図り、ICTによるくらしやすい地域の実現を目指します。

1 新たな放送サービスの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて超高精細で臨場感あふれる4K・8Kテレビ推進のために、ケーブルテレビ4K実用放送の普及促進を図るとともに、アナログ放送終了後の空き周波数を利用したAMラジオのFM補完放送、V-Lowマルチメディア放送の普及や管内各地へのサービスエリアの拡大を推進します。

2 電波利活用の推進

重要無線通信を始めとした生活に密着した電波を、更に有効に利活用して地域の発展につなげるため、特定実験試験局制度等の周知や電波利用ニーズの発掘を行い、電波の利活用を推進します。

3 周波数再編対策の円滑な実施

電波の利活用により地域の利便性の向上を図るため、周波数再編後の700／900MHz帯におけるスマートフォン等の携帯電話無線システムの許認可事務を円滑に実施します。

4 携帯電話等エリア整備の促進

地理的に条件不利な地域(辺地、離島、山村等)において、国の補助事業による携帯電話等のエリア拡大を図り、電波の利用に関する不均衡緩和と地域の利便性向上・活性化を支援します。

5 海上における安心・安全の確保

海難事故の大半を占める漁船等の小型船舶には、携帯電話以外に通信手段を持たないものも多く存在します。船舶の安全確保のため、簡易型AIS(船舶自動識別装置)及び船舶共通通信システム等の普及促進を図ります。

IV ICT・電波利用環境における安心・安全の確保

急速に普及するスマートフォン、光インターネット等の電気通信サービスは、国民生活に不可欠な社会基盤となっています。電気通信サービスが多様化・高度化する中、契約を巡るトラブルやコンピュータウィルスの被害など様々な問題が発生していることから、電気通信事業者、消費生活センター等と連携して、誰もが安心・安全に利用できる電気通信サービスの利用環境整備を図ります。

また、電波利用分野の拡大と多様化に伴い、クリーンな電波利用環境の確保が不可欠であることから、人命や財産保護のための重要無線通信の確保、不法無線

局等の撲滅及び一般の方々への正しい電波の知識の普及と電波利用ルールの周知・啓発に努めます。

1 ICTサービス利用者の支援

誰もが安心・安全な電気通信サービスを受けられるよう電気通信事業者、消費生活センターとの定期的な情報共有や連携強化に努め、電気通信サービス利用者の支援を図ります。

また、本年5月施行の消費者保護ルールの充実・強化を図る電気通信事業法・放送法等の改正について、電気通信サービス利用者・有料放送サービスの受信者保護のため、その徹底を図ります。

2 青少年の安心・安全ネット利用の環境整備

パソコンだけではなく、携帯電話、スマートフォンなど青少年のインターネットの利用環境が多様化している中で、青少年に係るネットいじめや不適切投稿等が多発していることから、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう啓発活動等を推進します。

3 サイバーセキュリティ・個人情報保護の啓発の推進

コンピュータウィルス、不正アクセス、フィッシング詐欺や個人情報漏えい等の被害が発生していることから、誰もが安心して電気通信サービスが利用できるようにするため、サイバーセキュリティ・個人情報保護に関する普及啓発を実施します。

4 電波に対する混信・妨害対策

安心して電波を利用していただくため、航空通信・船舶通信や携帯電話など、人命や財産の保護に不可欠な重要無線通信に対する妨害の迅速な排除をはじめ無線通信に対する混信・妨害に的確に対応します。特に、本年5月の北九州エネルギー大臣会合や伊勢志摩サミット、情報収集衛星の打ち上げ等重要事案に際しては、電波監視体制を強化します。

また、テレビ・ラジオ放送への受信障害が発生した場合は、発生状況、原因を調査した上で、送信対策、受信対策や障害源の排除等により障害解消に向けて的確に対応します。

5 不法無線局の撲滅

社会生活に重大な影響を及ぼす不法市民ラジオ、不法パーソナル無線及び不法アマチュア無線をはじめ、不法船舶局や外国規格無線設備(FRS, GMRS)等の排除のため、捜査機関と連携した共同取締りの実施、不法探査業務の強化等を図り、不法無線局の撲滅を目指します。

また、電波の探知・探査等に必要な電波監視施設等を整備するとともに、地域における電波の発射・利用状況調査を実施し、電波の利用秩序の維持を図ります。

6 電波利用環境の保護と電波に関する正しい知識の普及

安心して利用できる電波利用環境保護のため、電波利用者や無線機器販売事業者に対し、電波の適正な利用や電波法令の遵守等について周知・啓発指導を行うとともに、流通事業者等に対しては、無線設備試買テストの結果に基づいた指導も行います。

また、電波の性質や安全性について正しい理解を深めていただくため、一般の方々を対象にした説明会の実施を拡充します。

さらに、登録検査等事業者制度の適切な運用や能力・意識の維持向上のため、事業者への立入検査を実施します。